

第9回役員会（別紙） 教員制度検討会要項

役員会 第9回 平成16年5月31日（月曜日）開催

■別紙

教員制度検討会要項

〔平成16年5月31日役員会決定〕

第1 京都大学における教員に係る諸制度について検討するため、理事（法務・安全管理担当）の下に教員制度検討会（以下「検討会」という。）を置く。

第2 検討会は、総長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 兼業の許可基準に関する事。
- 二 倫理規程に関する事。
- 三 その他教員に係る制度に関する事。

第3 検討会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 理事（法務・安全管理担当）
- 二 理事（企画・評価担当）
- 三 理事（総務・人事・広報担当）
- 四 理事（財務・情報基盤担当）
- 五 部局長 若干名
- 六 人事部長
- 七 その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第五号及び第七号の委員は、総長が委嘱する。

第4 検討会に主査を置き、理事（法務・安全管理担当）をもって充てる。

第5 主査は、審議の結果を適宜とりまとめて総長に報告するものとする。

第6 検討会には、必要に応じて、作業部会を置くことができる。

第7 検討会に関する事務は、人事部職員課において処理する。